

改正後の個人情報保護法の施行に伴う 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の改正について

1 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（以下「審議会設置条例」という。）の改正

資料4－5のとおり、改正法施行後は個人情報保護に係る審議会への諮問事項は専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限定される。

また、千葉市議会が制定する千葉市議会個人情報保護条例（仮称。以下「議会条例」という。）について、改正・廃止する場合に必要な場合については審議会に諮問することが議会条例に盛り込まれる予定である。

よって、審議会設置条例については改正が必要となる。

2 現行の審議会の所掌事務

- (1) 情報公開及び個人情報保護に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること
→条例改正・特定個人情報保護評価に関すること
- (2) 千葉市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること
→本人外収集、目的外利用・提供、オンライン結合等

3 改正法施行後の審議会の所掌事務（案）

- (1) 情報公開に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること
- (2) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものについて、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること
- (3) 個人情報に関する重要事項について、議長の諮問に応じて調査審議し、又は議長に意見を述べること
- (4) 特定個人情報保護評価に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること

※ なお、情報公開、個人情報共通事項として、運用状況報告については今後も行う予定